

相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書
 (所得税法施行令第185条第2項又は第186条第2項に基づき計算する場合)

住 所		フリカゝナ 氏 名	
-----	--	--------------	--

1 保険契約等に関する事項

年金の支払開始年	①	_____年	年金の支払総額(見込額)に占める保険料又は掛金の総額の割合	④	%
年金の残存期間等 (別表1により求めた年数)	②	_____年	当該年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額	⑤	
年金の支払総額(見込額) (別表1により計算した金額)	③		相続税評価割合 (⑤ ÷ ③)	⑥	%

2 所得金額の計算の基礎となる事項

相続税評価割合に応じた割合 (右表により求めた割合)	⑦		%
(③ × ⑦)	⑧		円
別表3により計算した単位数	⑨		単位
1単位当たりの金額 (⑧ ÷ ⑨)	⑩		円

(表) 相続税評価割合(⑥の割合)に応じた割合

相続税評価割合	⑦の割合	相続税評価割合	⑦の割合
50%以下	100%	80%超~83%	17%
50%超~55%	45%	83%超~86%	14%
55%超~60%	40%	86%超~89%	11%
60%超~65%	35%	89%超~92%	8%
65%超~70%	30%	92%超~95%	5%
70%超~75%	25%	95%超~98%	2%
75%超~80%	20%	98%超	0%

3 各年分の雑所得の金額の計算

区 分		⑥が50%超の場合	⑥が50%以下の場合
申告を行う年分	⑪		
(⑪ - ① + 1) (注1)	⑫		
単位数 (⑫ - 1) (注2)	⑬	単位	単位
支払年金対応額(⑩ × ⑬)	⑭	円	円
(注3) 年金が月払等の場合	⑮		
剰余金等の金額	⑯		
総収入金額 (⑭又は⑮) + ⑯	⑰		
必要経費の額 (⑭又は⑮) × ④ (注4)	⑱		
雑所得の金額 (⑰ - ⑱)	⑲		

(注) 1

⑪の年号が「令和」の場合は、「⑪+31-①」を書きます。
 また、「⑪-①+1」(又は「⑪+31-①」)が⑫の年数を超える場合は、⑫の年数を書きます。

2

「⑫-1」が、別表3の「特定期間年数」を超える場合には、別表3の「特定期間年数」を書きます。

3

⑥が50%以下の場合で、「⑫-1」が、別表3の「特定期間年数」を超える場合には、⑩ × ⑬で計算した金額から1円を控除した金額を書きます。

⑭の金額が、各年に支払いを受ける年金額を超える場合は、別表4により計算した金額を書きます。

4

「⑪-①+1」(又は「⑪+31-①」)が、⑫の年数を超える場合は、「0」と書きます。
 また、⑮の金額の記載がある場合には、別紙の書き方を参照してください。

【別表 1】 本表②及び本表③の年数等

	年 数	
年金の残存期間	a	_____年
相続等の時(年金の支払開始日)の年齢に応じた別表2により求めた年数	b	(____歳) ⇒ _____年
保証残存期間	c	_____年

○ 上の a から c の記載の状況に応じ、下記の表に当てはめて本表②及び③に記載する年数等を求めます。

	本表②に記載する年数	本表③に記載する金額
aのみ記載がある場合(確定年金)	aの年数	年金の支払総額(見込額)
bのみ記載がある場合(終身年金)	bの年数	
aとbに記載がある場合(有期年金)	aとbのいずれか短い年数	
bとcに記載がある場合(特定終身年金)	bとcのいずれか長い年数	年金の支払総額(見込額)
a・b・cのいずれにも記載がある場合(特定有期年金)		
	bがaより短いとき	年金の支払総額(見込額)
	bがaより長いとき	

【別表 2】 bの年数

bの年齢	bの年齢に応じた年数		bの年齢	bの年齢に応じた年数		bの年齢	bの年齢に応じた年数		bの年齢	bの年齢に応じた年数		bの年齢	bの年齢に応じた年数	
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女
21	54	60	36	40	45	51	26	31	66	14	18	81	6	7
22	53	59	37	39	44	52	25	30	67	14	17	82	5	7
23	52	58	38	38	43	53	25	29	68	13	16	83	5	6
24	51	57	39	37	42	54	24	28	69	12	15	84	4	6
25	50	56	40	36	41	55	23	27	70	12	14	85	4	5
26	50	55	41	35	40	56	22	26	71	11	14	86	4	5
27	49	54	42	34	39	57	21	25	72	10	13	87	4	4
28	48	53	43	33	38	58	20	25	73	10	12	88	3	4
29	47	52	44	32	37	59	20	24	74	9	11	89	3	4
30	46	51	45	32	36	60	19	23	75	8	11	90	3	3
31	45	50	46	31	36	61	18	22	76	8	10	91	3	3
32	44	49	47	30	35	62	17	21	77	7	9	92	2	3
33	43	48	48	29	34	63	17	20	78	7	9	93	2	3
34	42	47	49	28	33	64	16	19	79	6	8	94	2	2
35	41	46	50	27	32	65	15	18	80	6	8	95	2	2

【別表 3】 本表⑨の単位数

○ 本表⑥が50%超である場合

$$\left\{ \begin{array}{c} \text{②の年数} \\ \text{年} \end{array} \times \left(\begin{array}{c} \text{②の年数} \\ \text{年} \end{array} - 1 \right) \right\} \div 2 = \begin{array}{c} \text{単位数} \\ \text{ } \end{array}$$

○ 本表⑥が50%以下である場合

$$\begin{array}{c} \text{②の年数} \\ \text{年} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{【特定期間算出割合】} \\ \text{\%} \end{array} - 1 = \begin{array}{c} \text{特定期間年数} \\ \text{ } \end{array}$$

$$\begin{array}{c} \text{②の年数} \\ \text{年} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{特定期間年数} \\ \text{年} \end{array} = \begin{array}{c} \text{単位数} \\ \text{ } \end{array}$$

【特定期間算出割合】

相続税評価割合(本表⑥)	特定期間算出割合
～10%	20%
10%超～20%	40%
20%超～30%	60%
30%超～40%	80%
40%超～50%	100%

【別表 4】 本表⑭の金額

各年の年金支払額	1単位当たりの金額 (本表⑩の金額)	単位数(A÷B) (注)	本表⑭に記載する金額 (B×C)
A	B	C	円

(注) 小数点以下切捨て。
小数点以下の端数が生じないときは、「A÷B-1」を記載します。

書 き 方

1 この計算書は、次の相続等に係る生命保険契約等に基づく年金（旧相続税法対象年金を除く。）に係る雑所得のある方が、所得税法施行令第185条第2項又は第186条第2項に基づき、平成23年分以後の雑所得の金額を計算し、確定申告書を提出する場合に使用します。

イ 相続等の時において年金の支払事由が発生しているもの

(イ) 平成23年4月1日以後の相続等により取得したもの

(ロ) 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に締結された生命保険契約等で、平成23年3月31日までの間に相続等により取得したもの

ロ 相続等の時において年金の支払事由が発生していないもの
平成22年4月1日以後の相続等により取得したもの

※ 「旧相続税法対象年金」とは、その年金に係る権利につき平成22年度改正前の旧相続税法第24条の規定の適用があるものをいいます。

2 この計算書の本表及び別表は、次により記載してください。

また、相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の支払を複数受けている方は、その年金ごとにこの計算書を作成してください。

【計算書（本表）】

(1) 「1 保険契約等に関する事項」欄

イ 「①」欄は、あなたが最初に年金の支払を受けた日の属する年を和暦で書きます。

ロ 「②」欄は、別表1により求めた年金の残存期間等を書きます。

ハ 「③」欄は、別表1により計算した年金の支払総額（見込額）を書きます。

ニ 「④」欄は、年金支払総額(注)に占める保険料又は掛金の総額の割合を書きます。

なお、小数点以下を切り上げます。

(注) 年金支払総額は、すでに被相続人の方が支払を受けた年金の額も含まれます。したがって、被相続人の方が支払を受けていた年金をあなたが継続して支払を受ける場合には、③の金額と異なることとなります。

ホ 「⑤」欄は、当該年金に係る権利について相続税法第24条の規定により評価された額を書きます。

ヘ 「⑥」欄は、③欄の年金支払総額(見込額)の金額に占める⑤欄の割合を書きます。

なお、小数点以下2位まで算出し、3位以下を切り上げます。

(2) 「2 所得金額の計算の基礎となる事項」欄

イ 「⑦」欄は、「(表)相続税評価割合(⑥の割合)に応じた割合」により求めた割合を書きます。

ロ 「⑨」欄は、別表3により計算した単位数を書きます。

ハ 「⑩」欄は、小数点以下を切り捨てます。

(3) 「3 各年分の雑所得の金額の計算」欄

イ 「⑪」欄は、あなたが申告を行う年分を和暦で書きます。

ロ 「⑮」欄は、年金の支払が月払等で行われている場合にのみ使用します。

具体的には、⑥の割合に応じ、次により計算した金額を書きます。

(i) ⑥の割合が、50%超である場合

・ 年金の受給が終了する年以外の年 …… 「⑭-⑩×(1年間の支払回数-最初に年金の支払を受けた年の支払回数) / 1年間の支払回数」

ただし、「⑪-①+1」(又は「⑪+31-①」)が②の年数を超える年以後、年金の受給が終了する年の前年までは、「⑭の金額」を書きます。

・ 年金の受給が終了した年 …… 「⑭×(その年の支払回数 / 1年間の支払回数)」

(ii) ⑥の割合が、50%以下である場合

・ ⑬の単位数が最初に本表(注2)の上限と同じになる年(「特定期間終了年」)までの年 …… 「(i)で計算した金額」

・ 特定期間終了年後、年金の受給が終了する年の前年まで …… 「⑭の金額」

・ 年金の受給が終了した年 …… 「⑭×(その年の支払回数 / 1年間の支払回数)」

ハ 「⑱」欄は、⑮に金額の記載がある場合には、次により計算した金額を書きます。

・ 「⑪-①」(又は「⑪+30-①」)が、②に満たない年 …… 「⑮×④」

・ 「⑪-①」(又は「⑪+30-①」)が、②と同じで、かつ、その後も継続して年金の支払を受けることとなる年 …… 「⑮×④×(1年間の支払回数-最初に年金の支払を受けた年の支払回数) / 1年間の支払回数」

・ 「⑪-①」(又は「⑪+30-①」)が、②と同じで、かつ、年金の支払が終了した年 …… 「⑮×④」

・ 「⑪-①」(又は「⑪+30-①」)が、②を超える年 …… 「0」

ニ 「⑰」欄及び「⑲」欄は、「⑭」欄と「⑮」欄の両方に記載がある場合には、「⑮」欄の金額を基に計算を行います。

なお、「⑲」欄の金額に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り上げます。

(注) 年金の支払開始日以後に分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金(以下「剰余金等」といいます。)の額は、年金の額とは別に各種の計算をすることとされていますが、各年に支払を受ける金額について、年金の額と剰余金等の額を区分できないときは、年金の額に剰余金等の額を含めて各種の計算をして差し支えありません。

【計算書（別表）】

(1) 「別表1 本表②及び本表③の年数等」

年金の種類に応じ次を記載します。

確定年金又は確定型年金 …… 年金の残存期間

終身年金 …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※)

特定終身年金 …… 相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間

有期年金 …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※)

特定有期年金又は特定有期型年金 …… 年金の残存期間、相続等の時の年齢に応じた年数(※)、保証残存期間

※ 相続等の時(年金の支払開始日)の年齢を別表2に当てはめて男女の別により求めた年数

(2) 「別表4 本表⑭の金額」

「各年の年金支払額」には、各年において実際に支払を受けた年金額を書きます。